

2016年中国デジタル経済指数が発表 ～デジタル経済は経済成長の新たな原動力に

中国投資銀行部
中国調査室

メインピックス2

2016年中国デジタル経済指数が発表～デジタル経済は経済成長の新たな原動力に.....2

- ▶ 4月20日、インターネットサービス大手・騰訊(テンセント)の研究院が「中国『インターネット+』デジタル経済指数(2017)」レポートを発表した。中国デジタル経済指数は騰訊の「微信(WeChat)」、QQ(チャットアプリ)、決済、新聞、動画配信、クラウド、都市サービス、創新・創業といったプラットフォームのデータのほか、ネット通販大手の京東、配車サービス大手の滴滴出行、旅行サービスサイトの携程、共同購入サイトの美团と大衆点評などの企業のビッグデータを纏めて算出した。「インターネット+」デジタル経済総指数の下に基礎、産業、創新(イノベーション)・創業、智慧民生といった4つのサブ指数がある。
- ▶ デジタル経済とは、デジタル化した知識や情報(データ)を生産要素として、情報ネットワークを媒介として、情報通信技術を有効に活用して、効率性向上や経済構造最適化の重要な推進力とした一連の経済活動を指す。デジタル経済は農業経済、工業経済に続く新たな経済社会発展モデルであり、ネットや情報技術の有効な活用を通じて、各分野のデジタル化転換を推進し、価値増加と効率性向上を実現することが目的である。中国経済の高速成長を後押しする新たな原動力として大きく期待されている。

プロフェッショナル解説(税務会計)MAZARS/望月会計士8

BEPSにかかわる個別トピック: ダブルアイリッシュ・ダッチサンドイッチ8

- ▶ 今回は BEPS にまつわる個別トピックです。これまでの BEPS の議論の中で、「多国籍企業において採用される従来の2国間租税条約やいわゆる移転価格税制を基礎とした国際税務の枠組みでは対応しきれなくなった新たな国際的課税回避スキーム」という言い回しを何度も耳にした記憶がある方が多いのではないのでしょうか。それでは、これは、具体的にどのようなものなのでしょうか。
- ▶ 今回は、その代表例である「ダブルアイリッシュ・ダッチサンドイッチ」と呼ばれるスキームを見ていきます。これは言葉では、「(ヨーロッパ等の)各地で得た利益をアイルランド、オランダ、英国領バミューダに送金することにより、税率の高い(イギリス等の)実際に活動を行う国での課税所得を極めて効率的に低減するスキーム」と表現できます。

BTMUの中国調査レポート(2017年4~5月).....12

メントピックス

2016年中国デジタル経済指数が発表～デジタル経済は経済成長の新たな原動力に

4月20日、2017年中国「インターネット+」デジタル経済サミットは浙江省杭州市で開かれ、インターネットサービス大手・騰訊(テンセント)の研究院が「中国『インターネット+』デジタル経済指数(2017)」レポートを発表した。中国デジタル経済指数(CDEI, China Digital Economy Index)は2014年から公表されており、騰訊の「微信(WeChat)」、QQ(チャットアプリ)、決済、新聞、動画配信、クラウド、都市サービス、創新(イノベーション)・創業といったプラットフォームのデータのほか、ネット通販大手の京東、配車サービス大手の滴滴出行、旅行サービスサイトの携程(シートリップ)、共同購入サイトの美团と大衆点評などの企業のビッグデータを纏めて指数を算出し、全国31省(自治区・直轄市)および351都市のデジタル経済の発展状況を示している。「インターネット+」デジタル経済総指数の下に基礎、産業、創新(イノベーション)・創業、智慧民生といった4つのサブ指数があり(図表1)、データはSNS、ニュース、動画配信、クラウドコンピューティング、コンテンツ産業など19分野にわたっている。

【図表1】デジタル経済指数の指標定義と構成

指標	構成	サブ指標
デジタル経済指数	基礎、産業、創新・創業、智慧民生という4つのサブ指数を加重平均して算出	基礎指数、産業指数、創新・創業指数、智慧民生指数
基礎指数	微信の7項目の指標、QQの15項目の指標、コンテンツ商品の5項目の指標、クラウドコンピューティング・プラットフォームの4項目の指標から構成	微信の友人数、グループ数、公式アカウント数、メッセージ数、モーメンツ数など 微信紅包(お年玉)の件数と金額、微信振込の件数と金額 QQの友人数、グループ数、メッセージ数、ファイル数、ビデオチャット数、音声通話数など 騰訊ニュースアプリのコメント数、クリック数 騰訊ゲームの顧客登録回数、時間
産業指数	微信の公式アカウントとモバイル決済の指標のほか、京東(小売、物流)、滴滴(交通)、携程(旅行)、美团と大衆点評(飲食・宿泊、生活サービス)など重点業界の指標を加えた計26項目が含まれる	公式アカウントのファン人数、月間メッセージ配信数、転載数、クリック数など モバイル決済の件数と金額 京東商城の購入ユーザー数、購入金額、取引件数 滴滴出行の取引件数、運転者人数 携程のアクティブユーザー数、ホテル予約数、航空券予約数 美团と大衆点評の成約金額、成約件数、クリック数、検索数、業者数
創新・創業	アプリ数、創業プロジェクト数という二つの指標から構成	対象都市の新規アプリ数 チームと商品がある新規創業プロジェクト数
智慧民生	2015の「スマートシティ」指数から2016年に「智慧民生」指数へ変更 サービス項目価値、サービス質、月間アクティブユーザー数、連続訪問率、ユーザー満足度、重点業界サービスなどの指標から構成	サービス質には説明ファイル、アクセススピード、圧カテスト、取引記録、決済、顧客サービスなど21指標から構成 重点業界サービスには公安、住宅積立金、社会保障、医療など4つの業界から構成

デジタル経済は情報技術革命の発展に伴い出現した新たな経済モデルである。2016年に行われた世界インターネット大会、G20 杭州サミットおよび「网络安全・情報化工作座談会」では、デジタル経済について言及され、2017年3月、デジタル経済は初めて「政府活動報告」に盛り込まれた¹。

G20 杭州サミットで公表された「20カ国・地域デジタル経済発展と協力提唱」では、デジタル経済とは、デジタル化した知識や情報(データ)を生産要素として、情報ネットワークを媒介として、情報通信技術を有効に活用して、効率性向上や経済構造最適化の重要な推進力とした一連の経済活動を指すと明確化した。デジタル経済は農業経済、工業経済に続く新たな経済社会発展モデルであり、ネットや情報技術の有効な活用を通じて、各分野のデジタル化転換を推進し、価値増加と効率性向上を実現することが目的である。中国経済の高速成長を後押しする新たな原動力として大きく期待されている。

*以下全ての図表は、「中国『インターネット+』デジタル経済指数(2017)」のデータを基に作成した。

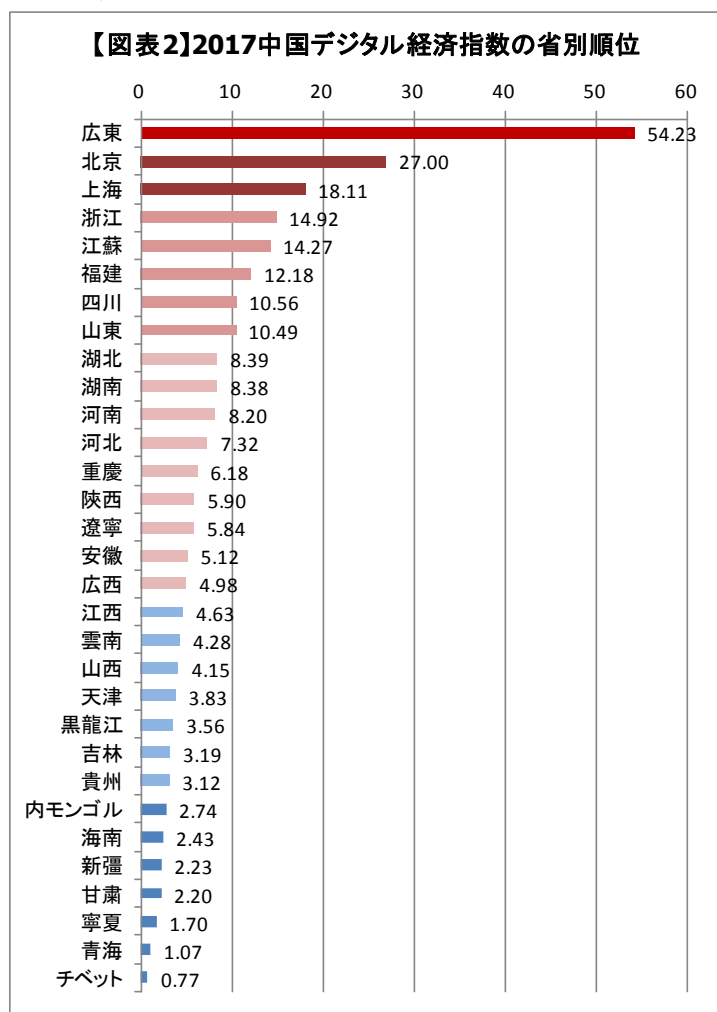
¹ 「インターネット+」の更なる発展、デジタル経済の急速な発展を促し、企業と大衆に広く利益をもたらすことが言及された。

I. 2016年における中国デジタル経済の全体状況

急速な成長

2016年、中国のデジタル経済は急速に成長しており、デジタル経済指数は2015年より161.95ポイント上昇の261.95となり、前年比61.95%増加した。このうち、基礎指数と産業指数の伸びが顕著であるが、創新・創業指数と智慧民生指数の伸びが安定的に推移している。

省別順位をみると、広東はその他の省を大きく離してデジタル経済指数の首位を占め、北京、上海、浙江、江蘇はそれぞれ2位～5位に並んでおり、上位5省が指数全体に占める割合は49.07%に達している。6位～10位はそれぞれ福建、四川、山東、湖北、湖南となっている(図表2)。都市別順位では、北京が首位を維持、深セン、上海、広州など一線都市の順位は昨年と変わらず、2位～4位を占めている。成都是順位が1ランクアップし、5位にランクインし、西部中心都市のデジタル経済の発展強さを示している。6位～20位のうち、東莞、蘇州と寧波はそれぞれ順位が6ランク、5ランク、8ランクアップした(図表3)。



【図表3】デジタル経済指数のトップ20都市

順位	都市	指数値	変動	順位	都市	指数値	変動
1	北京	25.90	-	11	長沙	3.54	↓2
2	深セン	19.97	-	12	蘇州	3.43	↑5
3	上海	17.05	↑1	13	西安	3.41	↓1
4	広州	16.78	↓1	14	南京	3.18	↓3
5	成都	6.05	↑1	15	佛山	3.18	↑3
6	杭州	5.51	↓1	16	天津	3.06	↓3
7	武漢	5.14	↑1	17	鄭州	3.02	↓3
8	重慶	5.09	↓1	18	廈門	2.99	↓3
9	福州	4.30	↑1	19	青島	2.11	-
10	東莞	3.79	↑6	20	寧波	2.10	↑8

経済の重要な構成部分に

同レポートの試算によると、デジタル経済指数が1ポイント上昇すれば、国内総生産(GDP)は約1,406.02億元拡大する。これにより、2016年の全国のデジタル経済規模は約 $161.95 \times 1,406.02$ 億元=22兆7,705億元と算出できる。2016年のGDP総額(74兆4,000億元)で計算すれば、デジタル経済が2016年のGDP総額の30.6%を占めることが分かる。国際的に比較すれば、米国、日本、イギリスのデジタル経済がGDPに占める割合はそれぞれ50.2%、45.9%と54.4%²であることから、中国経済のデジタル化水準は先進国に比べ、なお差があり、今後、デジタル経済発展の潜在力が大きいとみられる。

就業の拡大

デジタル経済の発展は地域GDPの増加を促進するだけでなく、関連産業の発展を促進することで、就業を拡大させ、失業率を低下させることができる。デジタル経済が発達した地域は、失業率がその他の地域を下回る。試算によると、デジタル経済指数が1ポイント上昇すれば、該当地域の都市部登記失業率は約0.02%改善する。2016年の全国の都市部登記失業率は4.02%であるが、31省(自治区・直轄市)の2016年のデジタル経済指数は平均5.22ポイント上昇したことから、デジタル経済の発展による都市部登記失業率を平均0.1%を低下させる効果があった($0.02\% \times 5.22 = 0.1\%$)。

また、デジタル経済指数が高い地域では、新規就業者数も高いことが読み取れる。試算によると、デジタル経済指数が1ポイント上昇すれば、年間新規就業者数は1.73万人増加。これにより、2016年のデジタル経済による新規就業者数は280.17万人(1.73×161.95)と算出できる。2016年の全国の新規就業者数は1,314万人であることから、デジタル経済による就業者数が全国新規就業者数に占める割合は21.32%[($280.17/1314$) $\times 100\%$]と算出でき、デジタル経済が中国の新規就業に対する寄与率は20%を超えていることが分かる。デジタル経済の更なる発展により、デジタル経済と従来型経済の結合はより多くの就業ポストを創出し、社会全体の就業水準を向上させていくと見込まれる。

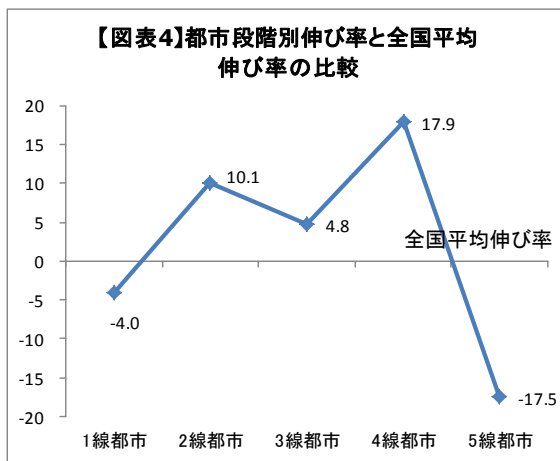
中国のデジタル経済地図

試算によると、東部沿海地域に比べ、内陸地域におけるデジタル経済指数と実体経済GDPの相関性がより高くなっている。デジタル経済指数が高い東部沿海地域では、デジタル経済指数が1ポイント上昇する場合のGDPの増加値が小さい。一方、デジタル経済指数が低い内陸地域では、デジタル経済指数が1ポイント上昇する場合のGDPの増加値が大きい。デジタル経済指数が1ポイント上昇すれば、内陸地域のGDPの増加額は沿海地域より1,619.5億元高くなっている。

内陸地域におけるデジタル経済の発展はGDPに対する影響が東部沿海地域より大きいいため、デジタル経済の発展は経済発展が遅れている内陸部に対して、沿海発達地域を追い越すのにメリットがあると思われる。内陸地域では、デジタル経済の発展は初期段階にあり、デジタル経済の実体経済に対する作用がまだ十分に発揮されていないため、経済成長に対する後押し効果がより大きいと考えられる。

レポートはデジタル経済の発展水準に応じて全国351都市を5段階に分けており、第1段階(1線都市)是北京、上海、広州、深センの4都市で、指数全体の29%を占めている。第2段階(2線都市)は成都、東莞、仏山、福州、杭州、南京、蘇州、天津、武漢、アモイ、西安、長沙、鄭州、重慶など14都市で、指数全体の19.2%を占めている。第3段階(3線都市)は大連、寧波、青島など19都市、第4段階(4線都市)は保定、唐山、揚州など65都市、第5段階(5線都市)は残りの249都市となっており、それぞれ指数全体の12.8%、16.8%と22.2%を占めている。

段階別のデジタル経済指数みると、2線都市と4線都市の



2 データ出所は中国情報化百人会が作成した「2016中国デジタル経済報告」である。

伸び率が最も高く、3線都市が次いでおり、1線都市と5線都市の伸び率が低い。2・3・4線都市の2016年のデジタル経済指数は全国平均水準をそれぞれ10.1ポイント、4.8ポイントと17.9ポイント上回っているが、1・5線都市は全国平均水準をそれぞれ4.0ポイントと17.5ポイント下回った(図表4)。

モバイルインターネットの急速な発展を経て、1線都市のデジタル化や情報化が高い水準にあるため、伸び率が鈍化する傾向を示している。一方、デジタル経済発展が中位レベルにある都市は人口ボーナスによって、モバイルインターネットの普及や「インターネット+」の実施に伴い、従来型産業のデジタル化・インターネット化が進み、2・3・4線都市におけるデジタル経済発展は急成長を迎え、今後数年間、高い伸びを維持しており、中国のデジタル経済の重要な成長点になると見込まれている。

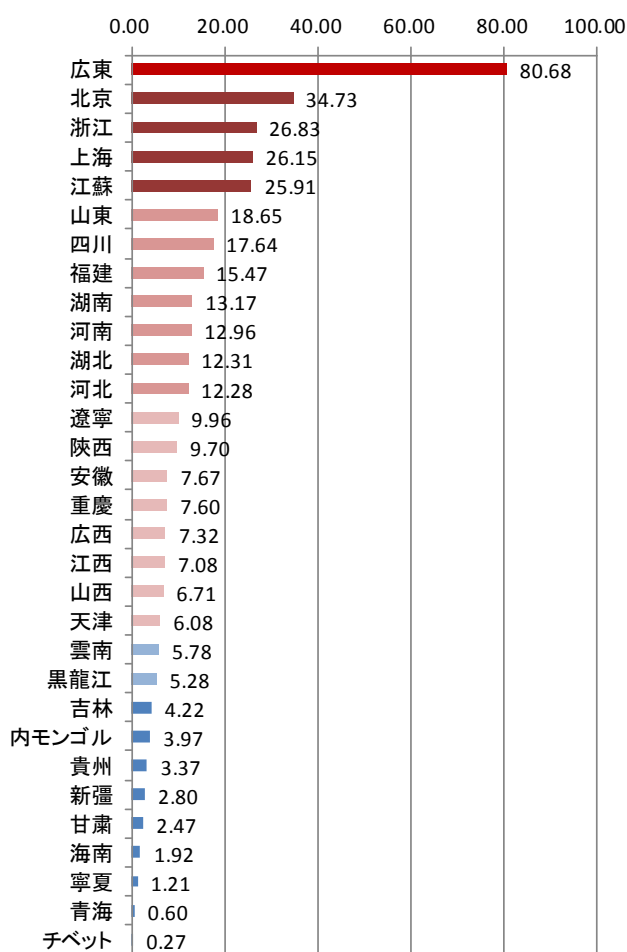
II. 産業別のデジタル経済の発展状況

産業指数の省別・都市別順位

2016年の産業指数の省別順位は2015年とほぼ変わらず、広東省と北京市は1位と2位を保ち、浙江省は上海市を抜いて3位にランクインし、上海市と江蘇省はそれぞれ4位と5位となった(図表5)。湖南省は3ランクアップして9位となり、上昇幅が最も大きかった。伸び率をみると、上位5位はいずれも中西部の省・市であり、重慶市が391.5%増と最も高く、湖南、江西、貴州、雲南の4省は2位～5位を占めている。

産業指数の都市別順位のトップ4は2015年と同様に、北京、深セン、上海、広州などデジタル経済の1線都市となっている。北京は引き続き首位を占めているが、伸び率(90%)は深セン(100%)、上海(201.5%)、広州(208%)を下回り、その他都市との差が縮小しつつある。重慶は5ランクアップして、初めてトップ10にランクインした(図表6)。

【図表5】産業指数の省別順位



【図表6】産業サブ指数のトップ20都市

順位	都市	変動	順位	都市	変動
1	北京	-	11	西安	↓1
2	深セン	-	12	長沙	↓4
3	上海	-	13	天津	-
4	広州	-	14	南京	↓5
5	成都	↑1	15	佛山	↑2
6	杭州	↓1	16	鄭州	↓1
7	重慶	↑5	17	青島	↑1
8	武漢	↓1	18	寧波	↑5
9	東莞	↑2	19	廈門	-
10	蘇州	↑4	20	福州	↑1

全体的に急増するが、業界別に二分化

2016年の産業指数の伸び率は190.8%となり、デジタル経済指数の四つのサブ指数の中で伸び率が最も高く、「インターネット+」行動計画の実施効果が顕在化していることが示された。業界別にみると、医療、文化・娯楽、交通物流、教育の伸び率が300%を超えており、これら伸び率が高い業界はいずれも消費高度化の対象であることは、中国社会の消費高度化に対する強いニーズを示している。一方、商業サービス、生活サービス、小売などの伸び率は100%を超えたものの、全体に比べ低い水準にある。産業指数に対する業界別の寄与率は順に医療、文化・娯楽、商業サービス、教育、金融、生活サービス、小売、交通物流、観光、飲食・宿泊となっている。

成都と重慶の成長が顕著

北京と天津を中心とする環渤海経済圏、上海と杭州を代表とする長江デルタ地域、広州と深センを代表とする珠江デルタ地域は、これまでの長い間、中国経済成長の牽引役を演じてきた。これら三つの都市群は中国デジタル経済が最も発達した地域でもある。一方、近年来、成都と重慶を中心とする西部都市群は急速に発展しており、中国デジタル経済の「第4極」になると見込まれている。

具体的にみると、広州・深セン、北京・天津、上海・杭州、成都・重慶の産業指数は合計144.5となり、全体の37%を占めているが、成都・重慶の合計は18.5と最も低く、上海・杭州(35.5)、北京・天津(40.8)、広州・深セン(49.7)をはるかに下回っている。一方、伸び率では、成都・重慶が320.5%と最も高く、広州・深セン(141.4%)、北京・天津(109.2%)、上海・杭州(191.1%)を上回り、その他都市群との差が縮小しつつある。

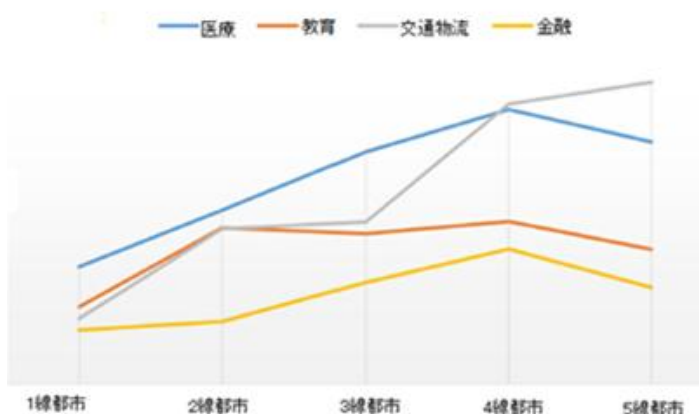
成都の2016年の産業指数は前年比280.3%増となり、うち医療と交通物流の伸びが全国平均水準を超えており、全国医療業界サブ指数における順位は2015年の7位から2016年の6位に、交通物流業界サブ指数における順位は2015年の7位から2016年の3位にそれぞれ上昇した。重慶の業界別の産業指数は成都を下回っているが、伸び率が高い。成都・重慶の医療と交通物流業界は規模が大きいうえ、なお高い伸び率を維持しており、全体指数への寄与率が最も大きい。

東南沿海部から中西部へ発展

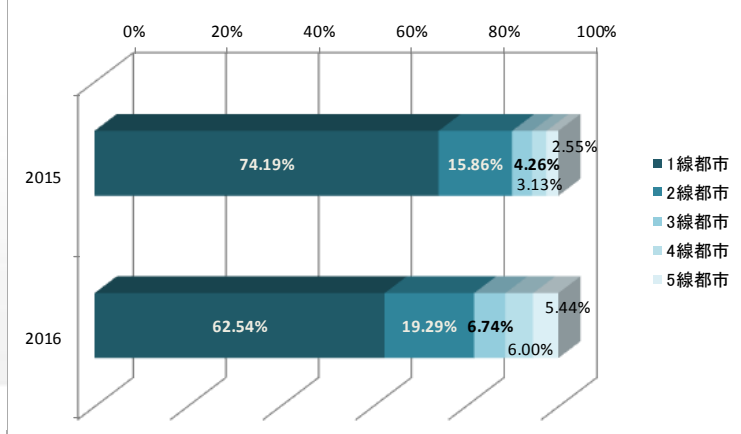
2016年の産業指数を伸び率の低い順に3段階に分けており、北京、上海、広州、深センなどデジタル経済の1線都市は伸び率(149.9%)が最も低く、第1段階であり、2線14都市(284.9%)と3線19都市(288%)は第2段階、4線65都市(398.1%)と5線249都市(372.5%)は伸び率が最も高い第3段階となっている。産業のデジタル化はデジタル経済が発達していない地域へ拡大することを示唆している。また、中部(371.6%)と西部(398.5%)の産業指数は東部(324.5%)を大きく上回っていることも東部から中西部への発展傾向を示している。

業界別にみると、交通物流の伸びが産業指数とほぼ同様な3段階を示しており、中西部が高く、東部が低くなっている。一方、医療と金融業界では4線都市の伸びが高いものの、5線都市の伸びが低いことから、都市数が最多である5線都市のデジタル化が遅れていることを示した(図表7)。

【図表7】産業指数の各段階都市における伸び率



【図表8】クラウドコンピューティング指数の都市段階別分布



クラウドコンピューティング指数の急増

2016年のクラウドコンピューティング指数は前年比276.2%の大幅増となった。クラウドコンピューティング市場は依然としてデジタル経済の1線・2線都市に集中し、全体の81.8%を占めている。うち北京、上海、広州、深センなど1線都市および重慶、天津、成都、杭州など2線都市はそれぞれ全体の62.5%と19.3%を占めている。一方、クラウドコンピューティング指数の伸び率は市場規模と逆傾向を示しており、指数が高ければ高いほど伸び率が低くなる。2線都市から5線都市へと伸び率が高くなっており、全体に占める割合も上昇している(図表8)。

Ⅲ. 経済発展の新たな原動力に

インターネットは新技術と先進的生産力の代表であり、「インターネット+」は、ほかの産業や分野と融合することであり、インターネットがその他の業界の付加価値を向上・活性化する手段である。一方、デジタル経済は融合した後に産み出された収益であり、その結果であると言えよう。デジタル経済発展の過程は「インターネット+」行動計画の実現および新旧経済発展原動力のシフトの過程であり、従来型業界企業がモバイルインターネット、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、モノのインターネット(IoT)、人口知能(AI)などの情報技術を商品やサービスに応用し、融合・革新する過程でもある。

デジタル経済は、インターネットの融合・革新によって、経済効率の向上を図り、新技術や新業態を生み出すことである。デジタル経済市場には、クラウドコンピューティングやビッグデータなどの新世代デジタル技術を基にした新規市場があるほか、従来型産業の高度化によって活性化された既存市場も含まれている。従来型金融、医療、教育、交通などの業界がモバイルインターネット、クラウドコンピューティング、ビッグデータなどの新技術と深く融合した後、新たな生命力を生み出した。現在、クラウドコンピューティングやビッグデータは動画配信、ゲーム、スマートフォンアプリ、O2O、ECといった新興分野で幅広く応用されており、インターネット企業の急成長を推進してきた。

30年余りの高速成長を経て、中国は中等所得国に入り、経済発展は消費の高度化、サービス業に牽引されるといった特徴が顕在化している。「インターネット+」行動計画は従来型産業とインターネット産業の融合、各種生産・消費活動のデジタル化を推進してきており、デジタル経済を大きく発展させることは、中国経済の高度化の需要に一致しており、新旧経済発展原動力のシフトおよび供給側構造改革を後押ししていくことが見込まれる。

三菱東京UFJ銀行(中国) 中国投資銀行部
中国調査室 孫元捷

プロフェッショナル解説(税務会計)MAZARS/望月会計士

BEPSにかかわる個別トピック： ダブルアイリッシュ・ダッチサンドイッチ

今回は BEPS にまつわる個別トピックです。

これまでの BEPS の議論の中で、「多国籍企業において採用される従来の2国間租税条約やいわゆる移転価格税制を基礎とした国際税務の枠組みでは対応しきれなくなった新たな国際的課税回避スキーム」という言い回しを何度も耳にした記憶がある方が多いのではないのでしょうか。

それでは、これは、具体的にどのようなものなのでしょうか。

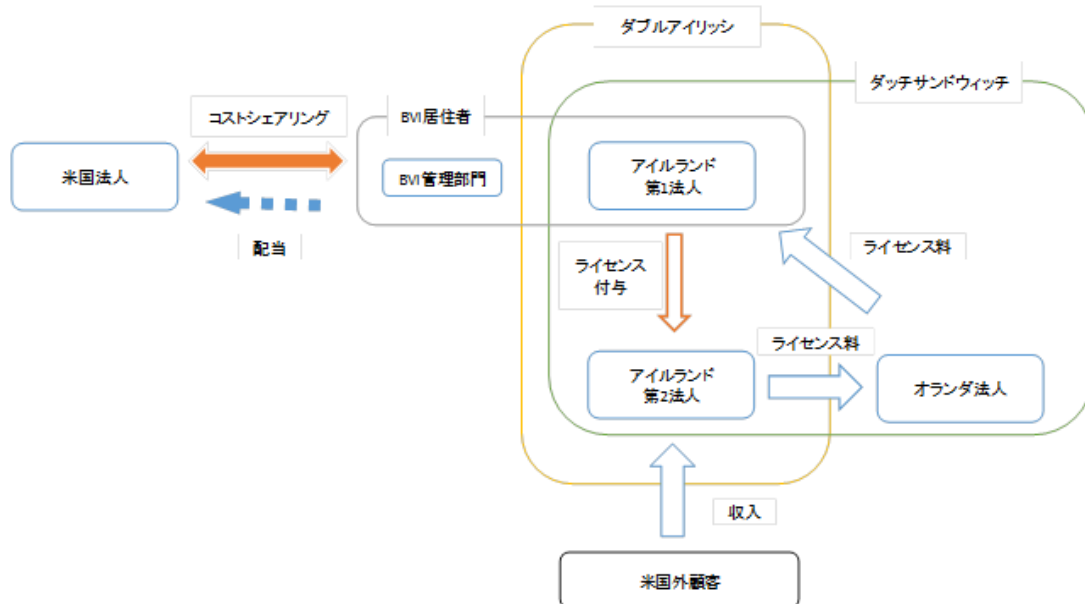
今回は、その代表例である「ダブルアイリッシュ・ダッチサンドイッチ」と呼ばれるスキームを見ていきます。

これは言葉では、「(ヨーロッパ等の)各地で得た利益をアイルランド、オランダ、英国領バミューダに送金することにより、税率の高い(イギリス等の)実際に活動を行う国での課税所得を極めて効率的に低減するスキーム」と表現できます。

I. ダブルアイリッシュ・ダッチサンドイッチ

米国の大手 IT 企業により採用されている租税回避スキームであり、「ダブルアイリッシュ」というスキームに「ダッチサンドウィッチ」というスキームを組み合わせ、これに、さらに、タックスヘイブンである英国領バミューダの要素を組込むことにより、米国から見た税金を限りなく低い水準に抑えることを目的としたものです。

ダブルアイリッシュ・ダッチサンドイッチ図



始まりは、米国法人での税負担を低減したいというものです。

この目的を達成するために、以下のような手順を経て、一つのスキームが形成されることとなります。

①コストシェアリング

まず、米国国内における収入と米国国外における収入を分割するところから始まります。

ここでは、コストシェアリングという手法が使用され、一般に、コスト・コントリビューション・アレンジメントと呼ば

れる共同開発契約を締結することにより、米国国外の法人は無形資産の研究開発について、一定割合の資金を負担する代わりに自らが当該無形資産の所有権を有することが可能となります。すなわち、これによって、自らが開発した無形資産から発生する収益の一部を米国国外に設立した子会社に帰属させることができることになるのです。

これにより、配当をしない限り、米国における課税を受けないことができる可能性を確保することができます。

しかしながら、米国にはサブパートF収入という、日本でいうところのタックスヘイブン税制(海外子会社の収入(ここで留保金ではない点に注意)についても、米国親会社の収入とみなして課税を行う制度)のような制度があり、たとえ収益の帰属を海外子会社に分割したとしても、それだけでは米国の課税から逃れることはできないことになっています。

②ダブルアイリッシュ その1(米国における課税の回避)

そこで、ダブルアイリッシュという手法が採用されることとなります。

ここでは、米国税法におけるいわゆるチェックザボックス・ルールという制度が機能することとなります。すなわち、米国国外の子会社の一定の収入については、あたかも米国親会社の収入であるかのように米国において合算して課税がなされるものの、米国税務上コーポレーションと分類される米国国外子会社(上図の第1法人)が設立する完全子会社(上図の第2法人)について、チェックザボックス・ルールの適用を受けることにより **disregarded entity** (税務上の主体とみなされない法人)としての分類を受けた場合には、当該法人から第1法人への支払いについて、第1法人において米国合算課税の対象となる上述のサブパートF収入に含まれないものとなります。

これにより、米国親会社への配当を行わない限り、米国における課税から解放されるものとなります。

さらに、アイルランドの税率は12.5%であり、米国の法定税率である35%に比較し約3分の1と低いものとなっています。

しかしながら、際限を知らない税負担低減への意志は、さらなる税負担低減を目指すこととなります。

③ダブルアイリッシュ その2(米国国外における課税の回避)

ここでは、いわゆるタックスヘイブンの機能が活用されることとなります。

アイルランドでは、最近まで法人の税務上の居住国はその設立の場所ではなく、管理支配機能のある場所とされていたことから、第1法人の管理支配機能を英国領バミューダ(British Virgin Islands)に置くことにより、アイルランド税務上はBVI居住者とされることになり、アイルランドでの課税は受けないこととなります。

さらに、BVIはタックスヘイブンとして、BVI以外で発生した所得について課税が行われないことから、結果的に第1法人の利益について、税負担を回避することが可能となります。

しかしながら、第1法人がBVI居住法人とみなされた場合には、アイルランド居住法人である第2法人から、BVI居住法人である第1法人に対して、ライセンス料を支払うに際して源泉徴収課税が発生することになってしまいます。

④ダッチサンドウィッチ

ここで、登場するのが、ダッチサンドウィッチという手法です。

ここでは、アイルランドにおいてはEU域内に対するライセンス料の支払について源泉徴収が免除されていること、また、オランダにおいては国内税制上ライセンス料の支払いに対する源泉徴収がないことから、ダブルアイリッシュ間(第2法人から第1法人に対する)の支払について、オランダ法人を挟むこと(ダッチサンドウィッチ)により、直接支払った場合に課税されることとなる源泉徴収税を回避することが可能となります。

以上より、ダブルアイリッシュ・ダッチサンドイッチといった組み合わせが完成することとなります。また、実際には、米国国外からの収入について、アイルランド第2法人の口座を介在させることなく、オランダ法人の口座に入金し、その後、BVIにある第1法人口座に直接振替えるといった形を採用することにより、どの法域から見

でもオフショア所得とみなされやすいようにするなど、さまざまな実務面での工夫が同時に採用されているものといえます。

II. BEPS への対応

しかしながら、このダブルアイリッシュ・ダッチサンドイッチといった手法は、BEPS への対応により、基本的には2015年以降使用することができなくなりました。

2015年以降にアイルランドにおいて設立された法人については、税務上もアイルランド居住者とされるようになり、また、それ以前にアイルランドにおいて設立された法人についても2020年以降は全てアイルランド居住者とされるものとなっています。

従って、2015年以前にこのスキームを採用している企業については、2020年までは同様の効果を享受できませんが、2020年以降は上述の③の部分(アイルランドにおける免税)の適用が無くなり、12.5%の課税が行われることとなります。

しかしながら、一方で、アイルランド政府は2016年税制改正において、新たに Knowledge Development Box (KDB) という制度を導入し、一定の研究開発機構として認定を受けたアイルランド法人については6.25%の税率適用を受けるものとされており、これにより、BVI 等のタックスヘイブンの要素を組入れないものとしても、比較的低率の税負担の享受が可能となる税制スキームの提供がなされています。

これとよく似たスキームは世界の各国において採用されており、パテント・ボックス等と呼ばれています。しかしながら、これらの中国、イギリス、フランス、イスラエル等の16の地域の既存のスキームについては、BEPS 行動計画5「透明性や実体の考慮による有害税制への効果的対抗」において実施された知的財産優遇税制にかかわるレビューにより、いずれもネクサス・アプローチ(実質的活動基準)に適合しないものと判定されており、各国は修正を求められるものとされています。

アイルランドにおける KDB 制度は、知的財産の開発の全部または一部がアイルランドで行われる場合、当該知的財産からの稼得所得に6.25%の税率が適用されるというものです。

これは、BEPS プロジェクトにおけるネクサス・アプローチに適合したものとして、アイルランド政府がポスト BEPS 環境にそくした継続可能な税制の導入という目的で導入を図ったものです。このことは、アイルランド政府の知的財産集積地としての国家戦略に変化がないことを示しているといえるでしょう。すなわち、他国に先んじて BEPS に対応した知的財産優遇税制を提供することにより、目的とする戦略を税制面からも後押しするものとして捉えられます。

ここで見える通り、一部の国は、BEPS の流れを受け、既に自国の税制を積極的に調整することを開始しているといえます。

このように今後は、日本及び中国だけでなく、まさに世界全体を巻き込んだ国際税務の流れが動き出そうとしており、国際的な事業活動に従事する企業は、これらの動向に関して、注意深く見守っていく必要があるものといえるでしょう。

また、上述のダブルアイリッシュ・ダッチサンドイッチスキームの説明の中で、米国企業及びその税制が果たしている役割が大きいことに気付かれた方も多いものと思われます。

その認識は間違っておらず、今後、BEPS の取組みに対して、米国がどの程度の協力を示すかは、今後の全体の進展についても、極めて重要な影響を与えるものといえるでしょう。

最後に、これから迫りくる国際税務及び情報交換という荒波に備えるに際して、このコーナーが多少なりとも皆さんのお役に立てることができれば幸甚と考えております。

望月一央(公認会計士) MAZARS JAPAN/CHINA パートナー

東京公認会計士協会租税委員会委員

IBFD Japan Chapter Author(Transfer Pricing, Investment Funds)

MAZARS は、世界数十カ国、数万人のスタッフを有する、監査、会計、税務およびアドバイザーサービスに特化したワンファーム型の国際会計事務所です。このたび、中国拠点・スタッフを増大した新体制により、日本企業にとってもますます重要となる中国企業関連分野での、最先端の業務を提供させていただきます。また、中国以外にもインド、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、ミャンマーなどのアジア地域におけるワンファームならではの緊密な連携により、複合的なサービスを提供させていただきます。



当資料は情報提供のみを目的として、MAZARS によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

BTMU の中国調査レポート(2017年4~5月)

■ 経済情報

中国:2017年1-3月期 GDP 成長率は前年比+6.9%と小幅加速

https://reports.btmuc.com/File/pdf_file/info005/info005_20170419_001.pdf

経済調査室

■ BTMU 中国月報第135号(2017年4月)

<http://www.bk.mufig.jp/report/inschimonh/117040101.pdf>

国際業務部

■ BTMU CHINA WEEKLY 2017/4/26

<https://count.bk.mufig.jp/c/Ccl0j21bu3sthnh465ba392lid0j21bw378z5>

国際業務部

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全て顧客御自身でご判断ください。宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 中国投資銀行部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大廈4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214